

北本市議会 議会報告会（第 37 回） 次第

令和 5 年 7 月 29 日(土)
午前 9 時 30 分から 中丸公民館
【司会進行】 広報広聴副委員長

- 1 開 会
- 2 あいさつ 議 長
- 3 議会報告会の進め方について
- 4 【第 1 部】 定例会の報告
 - (1) 令和 5 年第 2 回定例会の報告
 - ア 先議議案等の審議概要 議会運営正副委員長
 - イ 委員会付託議案の審議概要
 - ▷ 予算決算常任委員会の審議概要 予算決算常任正副委員長
 - ▷ 総務文教常任委員会の審議概要 総務文教常任正副委員長
 - ウ 議員提出議案の審議概要 議会運営正副委員長
 - (2) その他
 - (3) 質疑応答
- 5 【第 2 部】 意見交換会
- 6 閉 会

議案の概要

議案 番号	件 名	要 旨
3 3	北本市税条例の一部改正について (総務部税務課)	<p>1 趣旨 地方税法の一部改正等に伴い、特定小型原動機付自転車に係る税率を規定し、及び森林環境税の賦課徴収方法を追加する等するとともに、規定の整備をするもの</p> <p>2 内容 (1) 森林環境税の賦課徴収方法の追加 (第 3 8 条) (2) 特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税の税率を規定 (第 8 2 条) (3) 不正により生じた納付不足額に係る軽自動車税の加算割合の引上げ (附則第 1 5 条の 3・附則第 1 6 条の 2) (4) 規定の整備 (第 3 4 条の 9 ほか)</p> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日 (附則第 1 条) 令和 5 年 7 月 1 日ほか (2) 経過措置 (附則第 2 条・附則第 3 条)</p>
3 4	工事請負契約の変更契約の締結について (福祉部保育課)	<p>1 契約の目的 (仮称) 新中央保育所新築工事「建築」</p> <p>2 契約の金額 変更前 3 4 6, 5 0 0, 0 0 0 円 変更後 3 5 8, 6 0 0, 0 0 0 円</p> <p>3 契約の相手方 北本市宮内 5 丁目 3 5 1 番地 丸和工業株式会社 代表取締役 矢 部 利 人</p>
3 5	固定資産評価審査委員会委員の選任について (政策推進部市長公室)	現委員の清水年子氏の任期満了に伴い、引き続き同氏を選任するため議会の同意を求めるもの

36	農業委員会委員の任命について (政策推進部市長公室)	農業委員会委員の任期満了に伴い、引き続き横山信氏を任命するため議会の同意を求めるもの
37	農業委員会委員の任命について (政策推進部市長公室)	農業委員会委員の任期満了に伴い、引き続き山本浩之氏を任命するため議会の同意を求めるもの
38	農業委員会委員の任命について (政策推進部市長公室)	農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに新井信洋氏を任命するため議会の同意を求めるもの
39	農業委員会委員の任命について (政策推進部市長公室)	農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに吉野満咲実氏を任命するため議会の同意を求めるもの
40	農業委員会委員の任命について (政策推進部市長公室)	農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに渡邊大之氏を任命するため議会の同意を求めるもの
41	農業委員会委員の任命について (政策推進部市長公室)	農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに加藤浩氏を任命するため議会の同意を求めるもの
42	農業委員会委員の任命について (政策推進部市長公室)	農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに清水喜美子氏を任命するため議会の同意を求めるもの
43	農業委員会委員の任命について (政策推進部市長公室)	農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに大島隆義氏を任命するため議会の同意を求めるもの
44	農業委員会委員の任命について (政策推進部市長公室)	農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに内田泰宏氏を任命するため議会の同意を求めるもの
45	農業委員会委員の任命について (政策推進部市長公室)	農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに伊藤治氏を任命するため議会の同意を求めるもの
46	農業委員会委員の任命について (政策推進部市長公室)	農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに新井保好氏を任命するため議会の同意を求めるもの
47	農業委員会委員の任命について (政策推進部市長公室)	農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに加藤正雄氏を任命するため議会の同意を求めるもの
48	農業委員会委員の任命について	農業委員会委員の任期満了に伴い、引き続き湯澤美恵氏を任命する

	(政策推進部市長公室)	ため議会の同意を求めるもの
49	令和5年度北本市一般会計 補正予算(第3号) (各部課)	1 趣旨 (1) 補正前の額 240億1,257万2千円 (2) 補正後の額 242億9,938万6千円 歳入歳出それぞれ2億8,681万4千円を追加 2 内容 歳出については、新たな事務事業費の計上に伴う所要額の補正を行い、歳入については、国庫支出金等の所要額の補正を行うとともに、財政調整基金繰入金を増額し、補正予算収支の均衡を図った。
50	令和5年度北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号) (都市整備部久保土地区画整理事務所)	1 趣旨 (1) 補正前の額 6億7,120万円 (2) 補正後の額 6億8,386万2千円 歳入歳出それぞれ1,266万2千円を追加 2 内容 歳出については、久保特定土地区画整理事業の見直しに要する経費を計上し、歳入については、一般会計繰入金を増額し、補正予算収支の均衡を図った。

議提第3号

インボイス制度の実施延期を求める意見書

会議規則第14条の規定により、インボイス制度の実施延期を求める意見書を次のとおり提出する。

令和5年6月28日 提出

提出者	北本市議会議員	湯 沢 美 恵
賛成者	北本市議会議員	毛 呂 一 夫
賛成者	北本市議会議員	工 藤 日出夫
賛成者	北本市議会議員	村 田 裕 子
賛成者	北本市議会議員	中 村 洋 子

北本市議会議長 滝 瀬 光 一 様

インボイス制度の実施延期を求める意見書

コロナ禍が暮らしと営業の状況を深刻化させ、急激な物価高騰が家計、事業経営を圧迫し、地域経済の悪化を招いています。

こうした影響を受け、地域経済の中心を担う中・小規模事業者は存続の危機に瀕しており、物価高騰対策などの支援が求められています。10月からのインボイス制度の実施は、事務負担の増加を強いるとともに、免税業者が取引から排除される恐れがあります。インボイス導入を機に、個人事業主や農業従事者、フリーランスなどを廃業の危機に追い込み、さらなる地域経済の衰退につながりかねません。影響を受けるのは事業者だけでなく、太陽光パネルを設置して売電している家庭にもインボイス発行事業者登録に関する働きかけが行われています。

インボイス制度導入に関し、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国青年税理士連盟などの団体が、現状のまま実施に踏み切ることに懸念の声を上げています。私たちは、住民の暮らし、地域経済に深刻な打撃となるインボイス制度の延期を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣

議提第4号

改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の継続を求める意見書

会議規則第14条の規定により、改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の継続を求める意見書を次のとおり提出する。

令和5年6月28日 提出

提出者	北本市議会議員	工藤	日出夫
賛成者	北本市議会議員	毛呂	一夫
賛成者	北本市議会議員	小久保	博雅
賛成者	北本市議会議員	村田	裕子
賛成者	北本市議会議員	湯沢	美恵
賛成者	北本市議会議員	中村	洋子
賛成者	北本市議会議員	今関	公美

北本市議会議長 滝瀬 光一 様

改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の継続を求める意見書

改正マイナンバー法が6月2日に成立し、2024年秋には健康保険証を廃止して一本化するとしている。オンライン資格確認システム導入の義務化、現行の健康保険証の廃止は、取得が任意であるはずのマイナンバーカードを事実上義務化させることになり、選択の自由と国民皆保険制度を壊しかねない。国民皆保険制度は、「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」、日本国内で等しく医療が受けられるものである。健康保険証を廃止し、マイナ保険証を取得しない国民は、「資格確認書」を申請しなければ、公的医療が受けられなくなる。

また、マイナンバーをめぐるトラブルが多発し、未だに全貌が明らかになっていない。マイナンバーの活用に不安を感じている人が少なくない中で、拙速にことを運ぶのではなく、まずは立ち止まって、制度について見直すべきである。

障がいのある方、寝たきりの方や認知症の方など、いわゆる弱い立場の方々にとっては、マイナンバーカードの取得や更新手続き等が非常に困難であることから、現行の健康保険証は原則交付とし、マイナンバーカードを保険証として使うかどうかは個々の国民の任意とするべきである。

よって、国会及び政府においては、改正マイナンバー法を見直し、健康保険証を継続するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、厚生労働大臣

議提第5号

都市計画道路西仲通線の整備に関する決議

会議規則第14条の規定により、都市計画道路西仲通線の整備に関する決議を次のとおり提出する。

令和5年6月28日 提出

提出者	北本市議会議員	岡村有正
提出者	北本市議会議員	保角美代
賛成者	北本市議会議員	毛呂一夫
賛成者	北本市議会議員	小久保博雅
賛成者	北本市議会議員	斉藤章
賛成者	北本市議会議員	永井司
賛成者	北本市議会議員	青野康子
賛成者	北本市議会議員	高橋誠
賛成者	北本市議会議員	村田裕子
賛成者	北本市議会議員	桜井卓
賛成者	北本市議会議員	諏訪幸男
賛成者	北本市議会議員	今関公美
賛成者	北本市議会議員	島野和夫
賛成者	北本市議会議員	現王園孝昭

北本市議会議長 滝瀬光一様

都市計画道路西仲通線の整備に関する決議

都市計画道路西仲通線は、上尾市、桶川市、北本市、鴻巣市の JR 高崎線の西側を南北に結ぶ広域幹線道路の一部で、昭和44年に都市計画決定された幅員18メートル、延長2,520mの道路となっている。令和3年度には上尾市から桶川市までの全線の整備が完了し、北本市境まで供用が開始された。

北本市においては、久保特定土地区画整理事業地内において一部事業化がされているが、デーノタメ遺跡との共存などの課題から整備が進んでいない。

今後、道路の整備が進み、利便性が向上し、沿線の開発が進めば、人口減少の歯止めや地域経済の活性化にも寄与することとなる。また、本市の防災・減災、国土強靱化にもつながり、市民の命と暮らしを守る重要な幹線道路となる。

その一方で、道路が整備されることで、大型車などの交通量が増え、周辺住民の生活環境の悪化が懸念される。また、道路が整備されるまでの間においては、引き続き、通過交通が周辺道路を通り抜けることで、交通安全上、危険な状況が続くことも懸念される。

よって、都市計画道路西仲通線の整備に関して下記の事項について対応するよう求める。

記

- 1 桶川市からの交通の円滑化を図るため、桶川市境から南大通線までの区間について早期に整備すること。
- 2 整備に当たっては、交通安全及び防災・減災に配慮するとともに、北本団地などの周辺住民における騒音などの生活環境にも十分配慮すること。
- 3 桶川市境から南大通線までの早期整備を見据え、沿道における土地の利活用について市街化区域への編入等北本市の発展に資するものとなるよう計画的なまちづくりを推進すること。
- 4 道路が整備されるまでの間において、周辺道路における交通安全対策を徹底すること。

以上、決議する。

令和5年6月28日

北本市議会

議提第6号

デーノタメ遺跡国指定史跡決定後の保存活用に関する決議

会議規則第14条の規定により、デーノタメ遺跡国指定史跡決定後の保存活用に関する決議を次のとおり提出する。

令和5年6月28日 提出

提出者	北本市議会議員	保 角 美 代
提出者	北本市議会議員	岡 村 有 正
賛成者	北本市議会議員	毛 呂 一 夫
賛成者	北本市議会議員	小久保 博 雅
賛成者	北本市議会議員	斉 藤 章
賛成者	北本市議会議員	永 井 司
賛成者	北本市議会議員	青 野 康 子
賛成者	北本市議会議員	高 橋 誠
賛成者	北本市議会議員	村 田 裕 子
賛成者	北本市議会議員	桜 井 卓
賛成者	北本市議会議員	諏 訪 幸 男
賛成者	北本市議会議員	今 関 公 美
賛成者	北本市議会議員	島 野 和 夫
賛成者	北本市議会議員	現王園 孝 昭

北本市議会議長 滝 瀬 光 一 様

デーノタメ遺跡国指定史跡決定後の保存活用に関する決議

この度、デーノタメ遺跡の国指定史跡化に向け、京都に移転した文化庁への意見具申のための出張旅費が補正予算で計上された。最短で令和6年10月に国指定史跡決定となり、決定後にはデーノタメ遺跡保存活用計画が策定される予定である。

保存活用にあたっては、用地取得、施設整備及び維持管理に係る費用に多額の税金が投入されることから、下記の事項について対応するよう強く求める。

記

- 1 当該用地取得には市民の税金から2割、ガイダンス施設や公園整備などには5割の負担が生じることとなる。また、整備後の運営及び維持管理には全額市民の税金を投入することになることから、費用対効果を十分に勘案した上で計画策定を行うこと。
- 2 遺跡保存活用に係る費用負担を含め、広く市民の意見を聞く機会を設けて意見を反映するとともに、市民の気運の醸成を図るための取組を行うこと。

以上、決議する。

令和5年6月28日

北本市議会

議提第7号

市外の小・中学校に通う子どもの給食費無償化を求める決議

会議規則第14条の規定により、市外の小・中学校に通う子どもの給食費無償化を求める決議を次のとおり提出する。

令和5年6月28日 提出

提出者	北本市議会議員	今 関 公 美
賛成者	北本市議会議員	金 森 すみ子
賛成者	北本市議会議員	毛 呂 一 夫
賛成者	北本市議会議員	小久保 博 雅
賛成者	北本市議会議員	斉 藤 章
賛成者	北本市議会議員	永 井 司
賛成者	北本市議会議員	青 野 康 子
賛成者	北本市議会議員	高 橋 誠
賛成者	北本市議会議員	工 藤 日出夫
賛成者	北本市議会議員	大 嶋 達 巳
賛成者	北本市議会議員	村 田 裕 子
賛成者	北本市議会議員	桜 井 卓
賛成者	北本市議会議員	保 角 美 代
賛成者	北本市議会議員	諏 訪 幸 男
賛成者	北本市議会議員	岡 村 有 正
賛成者	北本市議会議員	湯 沢 美 恵
賛成者	北本市議会議員	中 村 洋 子
賛成者	北本市議会議員	島 野 和 夫
賛成者	北本市議会議員	現王園 孝 昭

北本市議会議長 滝 瀬 光 一 様

市外の小・中学校に通う子どもの給食費無償化を求める決議

市内の小・中学校における学校給食費について令和5年度中の無償化が決定されたが、給食費無償化の対象には市外の小・中学校（特別支援学校等を含む。）に通う児童生徒が含まれていない。

この給食費無償化は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、物価高騰等に直面する児童生徒の保護者の負担軽減を目的としたものであり、市外の学校に通っている子どもも無償化の対象とすべきである。

よって、市外の小・中学校（特別支援学校等を含む。）に通う児童生徒に対する令和5年度分学校給食費の実質無償化を早急に実現することを求める。

以上、決議する。

令和5年6月28日

北本市議会